

ユーバープログラミングスクール入会約款

(契約の成立)

第1条 ユーバープログラミングスクール入会申込・契約者（以下甲という）は、入会契約書（以下 契約書）、ユーバープログラミングスクール入会お申込み同意事項（以下 同意事項）の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、標記スクール運営会社 ユーバー株式会社（以下乙という）に対して入会及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、特定商取引に関する法律（以下「法」と記す。）に基づく契約が成立します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した契約書記載の内容の役務を提供します。

2 甲は、入会金、授業料、教材費、についてパンフレット、ホームページ、メールに記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

(学習指導の形態)

第3条 契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

1 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。

2 教室における自習型学習と個別指導とは、所定の指導時間内に生徒は自習型教材で学習を行い、講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。

3 在宅自習型学習と教室での個別指導とは、所定の指導時間内に生徒は自習型教材で学習を行い、講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。また並行し自習型学習の一部を在宅自習できるものとします。

(学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

(学習指導の実施場所)

第5条 乙は、ホームページ、メールに記載された所定の場所において学習指導を行います。

但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導の期間は、1ヶ月単位とします。

なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

また、契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。

(入会申込み後のクーリング・オフ等)

第7条 甲は、本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。

2 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって契約を解除することができます。

3 第1項及び前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨に記載した書面を発信した時より成立します。

4 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。

(解約)

第8条 乙は、第7条第一項に定める期間の経過後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

一 学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限五千円迄の初期費用、二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額

二 学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用

2 前項の役務の対価の単価は（月）をもって計算するものとします。

3 乙の事情変更等に基づく解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

4 返還金のある場合は、甲の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

(個人情報保護)

第9条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

(1) 甲に対するサービス、教室運営に付随する連絡や案内、情報提供を行うため

(2) 甲より照会を受けた内容に回答するため

2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、甲の同意がある場合、法令に基づき開示することが必要である場合を除き第三者への提供は行いません。

(約款の変更)

第10条 乙は、甲の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更された後の提供条件は、変更後の約款によります。なお、乙は、約款の変更について一定の予告期間をもって、乙が適切と判断する方法(ウェブサイト上での表示、電子メールでの通知等の方法を含みます)で甲に事前に通知します。

(紛争の解決)

第11条 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

3 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。